

別記様式（第7条、第9条関係）

平成31年4月5日

生駒市議会議長 中谷 尚敬 様

会派名 大 樹

代表者の氏名 中浦 新悟



平成30年度政務活動費に係る収支報告書等について

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、別紙のとおり平成30年度政務活動費収支報告書等を提出します。

別紙

平成 30 年度政務活動費収支報告書

会派名 大樹

代表者の氏名 中浦 新悟

1 収入 政務活動費 1,800,000 円

2 支出

項目	金額	備考
調査研究費	5,820 円	
研修費	145,024 円	
広報費	934,878 円	
広聴費	円	
要請・陳情活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	22,560 円	
資料購入費	7,938 円	
人件費	円	
事務所費	円	
合計	1,116,220 円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 683,780 円

## 政務活動費金銭出納簿

平成 30 年度

月/日	整理 番号	項目区分	摘 要	収入金額	支出金額	差引残高
4月25日			上半期	900,000		900,000
5月11日	1	資料作成代	4月分コピー代		140	899,860
5月14日	2	研修費	セミナー代		25,000	874,860
5月14日	3	研修費	振込手数料		108	874,752
5月31日	4	調査研究費	開示請求コピー代		900	873,852
6月7日	5	資料作成代	5月分コピー代		490	873,362
6月21日	6	研修費	交通費		77,160	796,202
6月27日	7	研修費	セミナー代		20,000	776,202
6月27日	8	研修費	振込手数料		216	775,986
7月9日	9	資料作成代	6月分コピー代		2,100	773,886
7月11日	10	資料購入費	書籍代		7,938	765,948
7月11日	11	研修費	宿泊代		19,800	746,148
7月11日	12	研修費	交通費		2,740	743,408
7月31日	13	広報費	6月議会報告・折込代		208,185	535,223
9月14日	14	調査研究費	開示請求コピー代		2,650	532,573
9月19日	15	調査研究費	資料コピー代		1,080	531,493
10月5日	16	資料作成代	8月分コピー代		5,740	525,753
10月5日	17	資料作成代	9月分コピー代		60	525,693
10月25日			下半期	900,000		1,425,693
11月5日	18	資料作成代	10月分コピー代		6,260	1,419,433
11月9日	19	広報費	9月議会報告・折込代		302,923	1,116,510
11月25日	20	広報費	市政報告会会場代		3,700	1,112,810
12月12日	21	調査研究費	開示請求コピー代		1,190	1,111,620
		合 計				1,111,620

(注) 政務活動費から支出した経費のみを記入して下さい。

政務活動費金銭出納簿

平成 30 年度

月/日	整理番号	項目区分	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
						1,111,620
12月5日	22	資料作成代	11月分コピー代		4,110	1,107,510
1月7日	23	資料作成代	12月分コピー代		1,450	1,106,060
2月4日	24	広報費	12月議会報告・折込代		208,185	897,875
3月2日	25	広報費	市政報告会会場代		3,700	894,175
3月6日	26	資料作成代	2月分コピー代		1,680	892,495
3月19日	27	資料作成代	3月分コピー代		530	891,965
3月28日	28	広報費	3月議会報告・折込代		208,185	683,780
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
合 計				1,800,000	1,116,220	683,780

(注) 政務活動費から支出した経費のみを記入して下さい。

政務活動費項目区分別金銭出納簿

[項目区分] 調査研究費 ※使途基準表の項目区分を記入

平成30年度

月/日	整理番号	支出区分	摘要	支出金額	支出累計額
5月31日	4		開示請求コピー代	900	900
9月14日	14		開示請求コピー代	2,650	3,550
9月19日	15		資料コピー代	1,080	4,630
12月12日	21		開示請求コピー代	1,190	5,820

(注) 1. 支出した経費を項目別に記入して下さい。  
 2. 整理番号には、政務活動費金銭出納簿と同じ番号を記入して下さい。

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 調査研究費

[出納簿整理番号] 4 14

整理番号 [ 4 ]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>領 収 書</b></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">No. J026362</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">                     中浦新悟 様                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">領 収 金 額</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">百万</td> <td style="width: 5%;">十万</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="9">                     ただし、                      開示に伴う写しの交付代                 </td> </tr> </table>	<b>領 収 書</b>		No. J026362		中浦新悟 様				領 収 金 額		百万	十万	万	千	百	十	円						7	9	0	0	ただし、 開示に伴う写しの交付代									左の金額正に受領 いたしました。 平成30年5月31日  生駒市出納員 生駒市分任出納員  生駒市公金収入事務委託員
<b>領 収 書</b>		No. J026362																																			
中浦新悟 様																																					
領 収 金 額		百万	十万	万	千	百	十	円																													
					7	9	0	0																													
ただし、 開示に伴う写しの交付代																																					
[ ]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>領 収 書</b></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">No. J026388</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">                     中浦新悟 様                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">領 収 金 額</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">百万</td> <td style="width: 5%;">十万</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td colspan="9">                     ただし、                      開示に伴う写しの交付代                 </td> </tr> </table>	<b>領 収 書</b>		No. J026388		中浦新悟 様				領 収 金 額		百万	十万	万	千	百	十	円						7	2	6	5	ただし、 開示に伴う写しの交付代									左の金額正に受領 いたしました。 平成30年9月14日  生駒市出納員 生駒市分任出納員  生駒市公金収入事務委託員
<b>領 収 書</b>		No. J026388																																			
中浦新悟 様																																					
領 収 金 額		百万	十万	万	千	百	十	円																													
					7	2	6	5																													
ただし、 開示に伴う写しの交付代																																					
[ 14 ]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>領 収 書</b></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">No. J026362</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">                     中浦新悟 様                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">領 収 金 額</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">百万</td> <td style="width: 5%;">十万</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="9">                     ただし、                      開示に伴う写しの交付代                 </td> </tr> </table>	<b>領 収 書</b>		No. J026362		中浦新悟 様				領 収 金 額		百万	十万	万	千	百	十	円						7	9	0	0	ただし、 開示に伴う写しの交付代									左の金額正に受領 いたしました。 平成30年5月31日  生駒市出納員 生駒市分任出納員  生駒市公金収入事務委託員
<b>領 収 書</b>		No. J026362																																			
中浦新悟 様																																					
領 収 金 額		百万	十万	万	千	百	十	円																													
					7	9	0	0																													
ただし、 開示に伴う写しの交付代																																					
[ ]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>領 収 書</b></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">No. J026388</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">                     中浦新悟 様                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">領 収 金 額</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">百万</td> <td style="width: 5%;">十万</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td colspan="9">                     ただし、                      開示に伴う写しの交付代                 </td> </tr> </table>	<b>領 収 書</b>		No. J026388		中浦新悟 様				領 収 金 額		百万	十万	万	千	百	十	円						7	2	6	5	ただし、 開示に伴う写しの交付代									左の金額正に受領 いたしました。 平成30年9月14日  生駒市出納員 生駒市分任出納員  生駒市公金収入事務委託員
<b>領 収 書</b>		No. J026388																																			
中浦新悟 様																																					
領 収 金 額		百万	十万	万	千	百	十	円																													
					7	2	6	5																													
ただし、 開示に伴う写しの交付代																																					



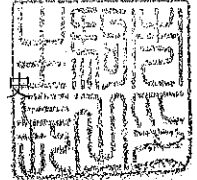
行政文書開示決定通知書

生財第38号

平成30年5月30日

中浦 新悟 殿

生駒市長 小 紫 雅



平成30年5月24日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	平成30年5月21日開催 行政経営会議の会議資料（財政経営課分） ・平成31年度予算編成事前対応について ・行政改革大綱の策定について ・ファシリティマネジメントの推進について	
開示の日時 及び場所	日時	平成30年5月31日（不）10時05分
	場所	情報公開総合窓口（生駒市役所3階）
開示の方法	写しの交付	
所管課	総務部 財政経営課 電話番号（0743）74-1111（内線272、273）	
備考	受付番号 30-13 写しの総枚数 10枚 写しの作成費用 140円（10円×枚）	

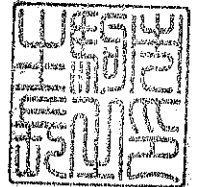
- (注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。  
2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。

行政文書開示決定通知書

生防第64号  
平成30年5月30日

中浦新悟殿

生駒市長 小紫雅史



平成30年5月24日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	5月21日開催の行政経営会議資料（防災安全課分） （災害対策本部機能別訓練について） 平成30年度生駒市職員防災訓練実施大綱	
開示の日時 及び場所	日時	平成30年 5月 31日（木） 10時 03分
	場所	情報公開総合窓口（生駒市役所3階）
開示の方法	閲覧・ <u>写しの交付</u>	
所管課	総務部 防災安全課 電話番号（0743）74-1111（内線251）	
備考	受付番号 30-14 写しの総枚数 2枚 写しの作成費用 20円（10円×2枚）	

- (注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。  
2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。



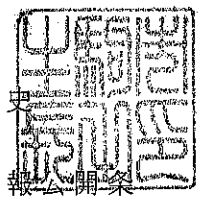


行政文書部分開示決定通知書

生 秘 第 1 4 号  
平成 3 0 年 5 月 3 0 日

中 浦 新 悟 殿

生 駒 市 長 小 紫 雅



平成 3 0 年 5 月 2 4 日 付 け の 行 政 文 書 の 開 示 請 求 に つ い て 、 生 駒 市 情 報 公 開 条 例 第 1 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 行 政 文 書 の 一 部 を 開 示 す る こ と に 決 定 し た の で 通 知 し ま す 。

行政文書の名称	平成 3 0 年 5 月 2 1 日 開 催 の 行 政 経 営 会 議 時 の 資 料 秘書企画課担当分	
開 示 の 日 時 及 び 場 所	日 時	平成 3 0 年 5 月 3 1 日 ( 木 ) 1 0 時 0 7 分
	場 所	情報公開総合窓口 ( 生駒市役所 3 階 )
開 示 の 方 法	写しの交付	
開 示 を す る こ と が で き な い 部 分	・ 提 案 者 の 住 所 、 氏 名 、 電 話 番 号 、 メ ー ル ア ド レ ス ・ 提 案 者 の 特 定 に つ な が る 情 報	
上 記 部 分 の 開 示 を す る こ と が で き な い 理 由	生駒市情報公開条例第 7 条 第 1 に 該 当 ( 理 由 ) ・ 個 人 に 関 す る 情 報 で あ っ て 、 特 定 の 個 人 を 識 別 す る こ と が で き る た め 。	
※ 開 示 を す る こ と が で き る よ う に な る 期 日	年 月 日	
所 管 課	市長公室 秘書企画課 企画係 電話番号 ( 0 7 4 3 ) 7 4 - 1 1 1 1 ( 内 線 2 1 2 )	
備 考	受付番号 3 0 - 1 2 写しの総枚数 3 4 枚 写しの作成費用 7 4 0 円 ( 1 0 円 × 枚 )	

( 教 示 ) こ の 決 定 に つ い て 不 服 が あ る と き は 、 行 政 不 服 審 査 法 ( 平 成 2 6 年 法 律 第 6 8 号 ) の 規 定 に よ り 、 こ の 決 定 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3 箇 月 以 内 に 、 市 長 に 対 し 、 審 査 請 求 を す る こ と が で き ま す 。 ま た 、 こ の 決 定 に つ い て は 、 行 政 事 件 訴 訟 法 ( 昭 和 3 7 年 法 律 第 1 3 9 号 ) の 規 定 に よ り 、 こ の 決 定 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 箇 月 以 内 に 、 生 駒 市 を 被 告 と し て ( 訴 訟 に お い て 市 を 代 表 す る 者 は 市 長 に な り ま す 。 ) 、 処 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き ま す 。 た だ し 、 審 査 請 求 を し た と き は 、 そ の 決 定 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 箇 月 以 内 に 、 処 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き ま す 。  
な お 、 こ の 決 定 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 箇 月 以 内 で あ っ て も 、 こ の 決 定 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 1 年 を 経 過 す る と 処 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き な く な り ま す 。

- ( 注 )
- 1 行 政 文 書 の 開 示 を 受 け る 際 に は 、 こ の 通 知 書 を 提 示 し て く だ さ い 。
  - 2 指 定 さ れ た 日 時 の 変 更 を 希 望 さ れ る と き は 、 あ ら か じ め そ の 旨 を 所 管 課 に 電 話 等 で 連 絡 し て く だ さ い 。
  - 3 ※ 印 の 欄 は 、 そ の 期 日 を あ ら か じ め 明 示 す る こ と が で き る 場 合 に 限 り 記 載 し て い ま す 。 当 該 行 政 文 書 の 開 示 を 希 望 さ れ る と き は 、 こ の 期 日 以 後 に 改 め て 請 求 し て く だ さ い 。



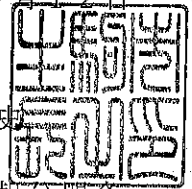
行政文書部分開示決定通知書

生環モ第38号

平成30年9月12日

中浦 新悟 殿

生駒市長 小 紫 雅 史



平成30年8月30日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	平成29年度第2回入札監視委員会資料	
開示の日時 及び場所	日時	平成30年 9月12日(水) 17時18分
	場所	情報公開総合窓口(生駒市役所3階)
開示の方法	写しの交付	
開示をすることができない部分	生駒市地域新電力事業パートナー事業者選定に係る公募型プロポーザル基本方針の市職員以外の委員名	
上記部分の開示をすることができない理由	生駒市情報公開条例第7条第1号に該当 (理由) 個人に関する情報が含まれているため	
※開示をすることができるようになる期日	年 月 日	
所 管 課	地域活力創生部環境モデル都市推進課環境モデル都市推進係 電話番号(0743)74-1111(内線375)	
備 考	受付番号 30-47 写しの総枚数 49枚 写しの作成費用 490円(10円×49枚)	

(教示) この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。また、この決定については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、生駒市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注)

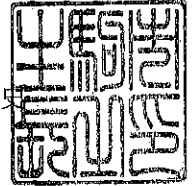
- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。
- 3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該行政文書の開示を希望されるときは、この期日以後に改めて請求してください。

行政文書開示決定通知書

生契第81号  
平成30年9月13日

中浦 新悟 殿

生駒市長 小 紫 雅



平成30年8月30日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	平成29年度第2回及び平成30年度第1回入札監視委員会で示されたいこま市民パワーに関する資料	
開示の日時 及び場所	日時	平成30年9月14日(金) 11時15分
	場所	情報公開総合窓口(生駒市役所3階)
開示の方法	写しの交付	
所管課	契約検査課 契約係 電話番号(0743)74-1111(内線504)	
備考	受付番号 30-46 写しの総枚数5枚 写しの作成費用 50円(10円×5枚)	

- (注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。  
2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。

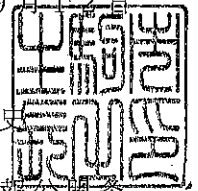


行政文書部分開示決定通知書

生環モ第37号  
平成30年9月12日

中浦 新悟 殿

生駒市長 小 紫 雅



平成30年8月29日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	公共施設等に係る電気供給契約について 生駒市における地域エネルギー会社の設立及び運営に関する株主間協定書 生駒市における地域エネルギー会社の設立及び運営に関する年度協定書	
開示の日時 及び場所	日時	平成30年 9月12日(水) 17時12分
	場所	情報公開総合窓口(生駒市役所3階)
開示の方法	写しの交付	
開示をすることができない部分	年度協定書の 買取単価、卸電力基準デマンド、卸電力販売基準量、基準従量料金単価、供給先リスト内卸電力量	
上記部分の開示をすることができない理由	生駒市情報公開条例第7条第2号及び第5号に該当(理由) 営業・販売上の秘密に関する情報であり、開示することで当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため また、本市がまちづくりの課題解決のために設立した当該法人の運営に支障が生じることにより、政策目的の達成に影響を及ぼすおそれがあるため	
※開示をすることができるようになる期日	年 月 日	
所管課	地域活力創生部環境モデル都市推進課環境モデル都市推進係 電話番号(0743)74-1111(内線375)	
備考	受付番号 30-44 写しの総枚数 211枚 写しの作成費用 2,110円(10円×211枚)	

(教示) この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。また、この決定については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、生駒市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注)

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。
- 3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該行政文書の開示を希望されるときは、この期日以後に改めて請求してください。

# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 調査研究費

[出納簿整理番号] 15 21

整理番号 [ 15 ]	<div style="text-align: center;"> <b>領 収 書</b>      No. J026389         </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <u>中浦新悟</u> 様         </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:5%;">領 収</td> <td style="width:5%;"></td> <td style="width:5%;">百万</td> <td style="width:5%;">十万</td> <td style="width:5%;">万</td> <td style="width:5%;">千</td> <td style="width:5%;">百</td> <td style="width:5%;">十</td> <td style="width:5%;">円</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">ただし、</p> <p style="margin-top: 10px; font-size: 1.2em;">情報提供に伴う写しの交付代</p>	領 収		百万	十万	万	千	百	十	円	金 額				4	1	0	8	0	左の金額正に受領 いたしました。  平成30年 9月19日  生駒市出納員 生駒市分任出納員  生駒市公金収入事務委託員
領 収		百万	十万	万	千	百	十	円												
金 額				4	1	0	8	0												
[   ]	<div style="text-align: center;"> <b>領 収 書</b>      No. J066907         </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <u>中浦新悟</u> 様         </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:5%;">領 収</td> <td style="width:5%;"></td> <td style="width:5%;">百万</td> <td style="width:5%;">十万</td> <td style="width:5%;">万</td> <td style="width:5%;">千</td> <td style="width:5%;">百</td> <td style="width:5%;">十</td> <td style="width:5%;">円</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">ただし、</p> <p style="margin-top: 10px; font-size: 1.2em;">開示に伴う写しの交付代</p>	領 収		百万	十万	万	千	百	十	円	金 額				4	1	1	9	0	左の金額正に受領 いたしました。  30年12月12日  生駒市出納員 生駒市分任出納員  生駒市公金収入事務委託員
領 収		百万	十万	万	千	百	十	円												
金 額				4	1	1	9	0												

け部分の

ますので、

簿整理番号]



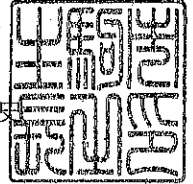
行政文書開示決定通知書

生 人 事 第 1 5 4 号

平 成 3 0 年 1 2 月 1 2 日

中 浦 新 悟 様

生 駒 市 長 小 紫 雅



平成30年11月28日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開  
条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示することに  
決定したので通知します。

行政文書の名称	・青山社中株式会社との政策形成実践研修委託の契約書及 び添付書類一式(平成28～30年度)	
開示の日時 及び場所	日 時	平成30年12月 12日 (水) 16時 15分
	場 所	情報公開総合窓口 (生駒市役所3階)
開示の方法	閲覧及び写しの交付	
所 管 課	市長公室人事課人材育成係 電話番号 (0743) 74-1111 (内線243)	
備 考	受付番号 30-73 写しの総枚数 56 枚 写しの作成費用 560 円 (10円×56枚)	

- (注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。  
2 指定された日時の変更を希望される場合は、あらかじめその旨を所管  
課に電話等で連絡してください。

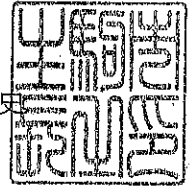
行政文書開示決定通知書

生 い 第 3 7 号

平成 30 年 12 月 12 日

中浦 新悟 殿

生駒市長 小 紫 雅



平成 30 年 11 月 28 日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	生駒市の商工観光策に関する助言・提案等業務委託契約の締結について（平成 29 年度）及びその支出負担行為伺書	
開示の日時 及び場所	日時	平成 30 年 12 月 12 日（水） 16 時 15 分
	場所	情報公開総合窓口（生駒市役所 3 階）
開示の方法	閲覧、写しの交付	
所管課	地域活力創生部 いこまの魅力創造課 電話番号（0743）74-1111（内線 731）	
備考	受付番号 30-72 写しの総枚数 63 枚 写しの作成費用 630 円（10 円×63 枚）	

- (注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。  
2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。

政務活動費項目区分別金銭出納簿

[項目区分] 研修費 ※使途基準表の項目区分を記入

平成 30年度

月/日	整理番号	支出区分	摘要	支出金額	支出累計額
5月14日	2		セミナー代	25,000	25,000
5月14日	3		振込手数料	108	25,108
6月21日	6		交通費	77,160	102,268
6月27日	7		セミナー代	20,000	122,268
6月27日	8		振込手数料	216	122,484
7月11日	11		宿泊費	19,800	142,284
7月11日	12		交通費	2,740	145,024

(注) 1. 支出した経費を項目別に記入して下さい。  
 2. 整理番号には、政務活動費金銭出納簿と同じ番号を記入して下さい。



# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 研修費

[出納簿整理番号] 2.3

整理番号

[ 2 ]

## 領収証

No. \_\_\_\_\_

平成30年7月25日

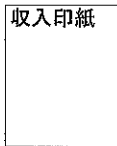
**樋口 清士 様**

金額 **¥25,000**

内	
消費税等	
現金	

但 7月25日セミナー受講料として  
上記正に領収いたしました

分の



〒112-0011

ので、

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



等で隠れる場合は、領収書等の空欄に、「出納簿整理番号」

[ 3 ]

### MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。みずほ銀行  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

お取引日	2018--5-14	振込・振替先の口座番号	
お取引内容	電信振込	お取引残高	
振込手数料		お振込額	**108*****25,000
お取引内容	電信振込	お取引残高	*****
前対	1120***0-048600-20220041	お取引店番号	

裏面へみずほからのお知らせがあります。

現金感覚で使える、みずほJCBデビット取扱中！くわしくは窓口まで  
カ)チホクキ カイツウゴ ウケンキユウ  
ヒグチキヨヒト 様

4299

# 適正な議員定数・議員報酬の 算出手法を考える

## 【議員定数】

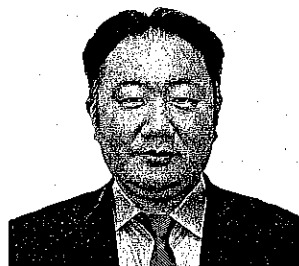
1. 議員定数の意義と地方自治法における規定の変遷  
(1) 意義と議員定数の最大及び最小の考え方 (2) 府県制・市制町村制から現在の地方自治法までの規定の変遷 (3) H11年及びH23年における地方自治法改正理由
2. 議員定数にあたっての留意点  
(1) 人口比例方式が採用されてきた理由 (2) 議員定数条例の提案権者 (3) 各地方公共団体における議員定数をめぐる事例 (4) 議員定数を考えるにあたっての要件 (5) 議会事務局の補佐状況
3. 議員定数に対する住民の捉え方と議員定数状況  
(1) 議員数に対するアンケート結果 (2) 議員定数の状況 (3) 議員の構成状況
4. 定数減少にかかる問題点と委員会審査  
(1) 議会費との関係 (2) 監視機能への影響 (3) 意見反映への影響 (4) 所管委員会の判断
5. 議員定数算定方式  
(1) 6つの基準に基づく定数算定方式 (2) 選挙区と1票の格差

## 【議員報酬】

1. 議員報酬の意義と法律の改正経緯  
(1) 議員報酬の意義  
(2) 府県制・市制町村制から現在の地方自治法における変遷  
(3) 諸外国と日本の地方議会の権限の差異  
(4) H20年における地方自治法改正の趣旨
2. 議員報酬の現状と住民の捉え方  
(1) 議員報酬の現状  
(2) 議員の年齢構成・男女比率・競争率  
(3) 議員報酬に対するアンケート調査結果
3. 議員報酬に対する取り組み事例  
(1) 議員報酬に対する各議会での取り組み事例  
(2) 欠席・懲罰議員等に対する減額支給の是非  
(3) 所管委員会の判断
4. 議員報酬算定の7つの基準

7月25日(水) in東京  
10:00~17:00

8月 3日(金) in札幌  
10:00~17:00



講師 廣瀬 和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役・  
明治大学政治経済学部講師】

明治大学法学部卒。元全国市議会議長会法制参事。明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「100条調査ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

研修・視察費等支出明細書

会派代表者	経理責任者
樋口	改正

政務活動費用

会派名 または 議員名	大樹		会派代表者 (会派交付の 場合のみ)	樋口清士		会計責任者 (会派交付の 場合のみ)	改正大祐	
出納簿整理番号	平成30年度 No.6.11.12		起票年月日	平成30年 6月21日		支出年月日	H30 6/21 7/11 7/12	
項目区分	研修費		支払区分			清算経費	99700 円	
研修・視察等実施予定日	平成 30年7月11日(水)～平成 30年 7月 12日(木) [ 1泊 2日 ]							
研修・視察等実施日	平成 30年7月11日(水)～平成 30年 7月 12日(木) [ 1泊 2日 ]							
行先および研 修名・視察目 的	行先		研修名・視察目的			研修・視察等参加者氏名 (会派交付の場合のみ)		
	早稲田大学		全国地方議会サミット2018「議会のチカラで日本創生			中浦新悟		
	大隈記念講堂大講堂					改正大祐		
研修・視察等行程及び運賃等内訳(1人あたり)								
月/日	研修・視察等経路			鉄道運賃等		他の交通費	宿泊施設・宿泊料	
	利用路線	発駅	着駅	運賃	特急・急行 指定席・ グリーン料金	航空費・船費・ 車賃等		
7月11日	近鉄	生駒	京都	690	510	アパホテル飯田橋駅南 9,900		
	JR	京都	東京	8210	10480			
7月12日	東京メトロ	大手町	早稲田	170				
		早稲田	飯田橋	170				
	東京メトロ	飯田橋	早稲田	170				
		早稲田	大手町	170				
	JR	東京	京都	8210	10480			
	近鉄	京都	生駒	690				
				18480	21470			
清算額合計				49850 円 × 2人 = 99700 円				


(留意事項)

1. 交通費や宿泊費を伴う研修、視察等に関する経費の支出は、この様式を使用して下さい。
2. この明細書には、経費の領収書等の写しを貼り付けて、会派・議員で保管してください。

# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] \_\_\_\_\_ 研修費 \_\_\_\_\_

[出納簿整理番号] \_\_\_\_\_ 6 \_\_\_\_\_

整理番号	領収証	2018年06月21日	
[ 6 ]	改正 大祐 様		
	金額 ¥77,160*		ご旅行代金として
			
	株式会社近畿日本ツーリスト関西 生駒営業所 TEL 0743-75-7621	担当 [REDACTED] 0001-2018/1-5302	
[ ]	付		<p>.....分の前に該当する領収書の整理番号を記入して下さい。</p> <p>④ この台帳は、当該年度の終了時に政務活動費収支報告書とともに提出していただきますので、それまで大切にしてください。</p> <p>⑤ A4サイズに収まるよう、剥がれないように全面のり付けしてください。</p>
[ ]	け		<p>⑦ 上記「出納簿整理番号」欄が領収書等で隠れる場合は、領収書等の空欄に、「出納簿整理番号」を記入してください。</p>
[ ]	部		
[ ]	分		

カインョウ 一 様

近畿日本ツーリスト関西  
生駒営業所  
〒630-0257  
生駒市元町1-1-1  
近鉄生駒駅内  
TEL : 0743-75-7621 FAX : 0743-75-7620

## 計算書 (お客さま控)

お問合せ番号 24884-87598

毎度お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。  
ご確認いただきますようお願い申し上げます。

**金額 ￥ 77,160**

### ■ 大和西大寺08:49発 - 京都09:21着一般 (禁煙席) 0818 禁煙

ご利用日		単価	数量	金額
07/11(水)	大和西大寺08:49発 - 京都09:21着一般 (禁煙 席) 0818 禁煙	510円	2名	1,020円
			合 計	1,020円

### ■ 生駒 - 京都

ご利用日		単価	数量	金額
07/11(水)	生駒 - 京都	690円	2名	1,380円
			合 計	1,380円

### ■ のぞみ 118号 グリーン車・指定席 禁煙 京都 09:35発 - 東京 11:53着 (おとな 2名)

ご利用日		単価	数量	金額
07/11(水)	のぞみ 118号 グリーン車・指定席 禁煙 京都 09:35発 - 東京 11:53着	20,960円	1	20,960円
			合 計	20,960円

### ■ 京都市内 - 東京都区内 - 京都市内 (往復) (おとな 2名)

ご利用日		単価	数量	金額
07/11(水)	京都市内 - 東京都区内 - 京都市内 (往復)	32,840円	1	32,840円
			合 計	32,840円

### ■ のぞみ 45号 グリーン車・指定席 禁煙 東京 15:30発 - 京都 17:48着 (おとな 1名)

ご利用日		単価	数量	金額
07/12(木)	のぞみ 45号 グリーン車・指定席 禁煙 東京 15:30発 - 京都 17:48着	10,480円	1	10,480円
			合 計	10,480円

■ のぞみ 135号 グリーン車・指定席 禁煙 東京 20:50発 - 京都 23:08着 (おとな 1名)

ご利用日		単価	数量	金額
基本料金				
07/12(木)	のぞみ 135号 グリーン車・指定席 禁煙 東京 20:50発 - 京都 23:08着	10,480円	1	10,480円
		合	計	10,480円

# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 研修費

[出納簿整理番号] 7

整理番号

[ 7 ]

## 領収書

改正大祐 様

¥ 10,000

但：「全国地方議会サミット2018」参加費として

2018年 7月 11日

一般社団法人マニフェスト研究会  
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局  
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1  
日本橋一丁目三井ビルディング  
電話：03-6214-1315



番号

## 領収書

中浦新悟 様

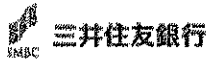
¥ 10,000

但：「全国地方議会サミット2018」参加費として

2018年 7月 11日

一般社団法人マニフェスト研究会  
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局  
〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1  
日本橋一丁目三井ビルディング  
電話：03-6214-1315





かじヨウダイケさまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号:P振0627760514

平成 30年 6月 27日 17:54現在

振込先	振込先	[REDACTED] 銀行 [REDACTED] 支店 普通 [REDACTED]		
	受取人名	イワノシヅカノリコノマフイストバンクカケイ		
出金口座	出金口座	[REDACTED] 支店 残高別普通(総合) [REDACTED]		
	振込依頼人	かじヨウダイケ カケラシヨウ		
	電話番号	0743-21-3685		
振込金額	合計引落金額	20,216円	振込金額	20,000円
			手数料	216円
依頼日 (資金引落日)	H30. 6.27 (水)			
振込日	翌営業日(6月28日木曜日)のお取扱いになりますが、振込資金は本日引落しさせていただきます。			

※ 振込先の口座の設定により、振込先への入金振込指定日の翌営業日となる場合があります。



7/11-12

早稲田大学大隈記念講堂大講堂

# 全国地方議会サミット2018

## 議会のチカラで日本創生



野田聖子  
総務大臣



北川正恭  
早稲田大学名誉教授



片山善博  
早稲田大学教授



中村美恵子  
早稲田大学教授



江藤俊昭  
山梨学院大学教授



廣瀬克敏  
法政大学教授

少子高齢化、人口減少など、深刻な課題が自治体に突き付けられています。そのなかで、議決権をもつ議会は、魅力的な地域づくりを行うための**重大な責任と豊かな可能性**をもっています。サミットでは、早稲田大学大隈記念講堂に先進的な議会が集結し、政策で地域に貢献するための実践について議論します。「**地方創生時代を議会がリードする**」そんな新時代への大きな**場面転換**の場にし、これからの議会のあり方を全国に向けて発信します。

### 《概要》

【日時】2018年7月11日（水）13：00～17：30

2018年7月12日（木）09：30～16：00

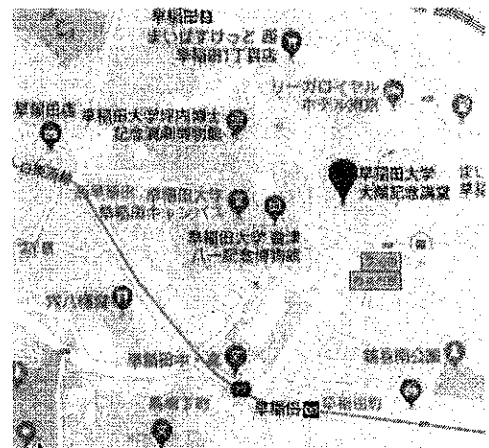
【場所】早稲田大学大隈記念講堂大講堂  
（東京都新宿区戸塚町1丁目104）

【対象】議会議員、議会事務局職員、一般 1,000名

【主催】ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟  
マニフェスト大賞実行委員会

【共催】早稲田大学マニフェスト研究所

【参加費】現職議員 10,000円  
議会事務局職員、一般 5,000円



※参加費は7月5日までに名前を明記しお振込みください。手数料はご負担ください。

三菱UFJ銀行・日本橋中央支店・普通・0200471 一般社団法人マニフェスト研究会

※1日目終了後、18:00～意見交換会を大隈ガーデンハウスにて開催します。

先着200名様。参加費（一人4,000円）は、意見交換会会場にて当日お支払いください。

※参加費に宿泊費は含まれていません。宿泊は各自で手配ください。



### 《お申込み》

裏面FAX用申込み用紙またはwebサイトからお申込みください  
<http://www.local-manifesto.jp/gikaigiin/>

### 《お問合せ》

早稲田大学マニフェスト研究所（担当：永尾、中村）  
TEL:03-6214-1315 / E-Mail: mani@maniken.jp

視察費等請求領収書

会派代表者	経理責任者
	

会派代表者 様

平成30年 7 月 11 日

下記のとおり請求します。

平成30年 7 月 11 日

項目区分 研修代

経理責任者 様

右記の金額を領収しました。

金 2,740 円也

平成 30 年 7月分

会派 大樹

氏名 樋口清士



月/日	要件	出張先		利用手段	視察等経路		交通費等額
		出張市町村名			駅名等から	駅名等まで	
7/11	全国地方議会サミット 2018「議会のチカラで日本創	早稲田大学		東京メトロ	大手町	早稲田	170円×2人 340円
		東京都					
"	"	"		"	早稲田	飯田橋	170円×2人 340円
		"					
7/12	"	"		"	飯田橋	早稲田	170円×2人 340円
		"					
"	"	"		"	早稲田	大手町	170円×2人 340円
		"					
"	"	"		近鉄	京都	生駒	690円×2人 1380円
		"					

- (注) 1. この様式には、視察等に要した経費の領収書の原本を裏面に貼付けして下さい。但し、交通機関等(列車、バス等)を利用し、金額が明確な場合は除きます。  
2. 交通費等額欄には、精算(確定)後の金額を記入して下さい。

# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 研修費

[出納簿整理番号] 11

整理番号								
[ 11 ]	 <b>APA HOTELS &amp; RESORTS</b>	 <b>APA HOTELS &amp; RESORTS</b>						
	<p align="center"><b>領 収 書</b></p> <p align="center">中浦新悟 様</p> <p>領収金額 <span style="float:right">¥9,900</span></p>	<p align="center"><b>領 収 書</b></p> <p align="center">改正大祐 様</p> <p>領収金額 <span style="float:right">¥9,900</span></p>						
	<p align="center">(内消費税等) 現金にて領収いたしました。</p>	<p align="center">(内消費税等) 現金にて領収いたしました。</p>						
	<p>アパホテル〈飯田橋駅南〉 TEL 03-3237-5111</p>	<p>アパホテル〈飯田橋駅南〉 TEL 03-3237-5111</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>印紙税申告納 付につき麻布 税務署承認済</td> <td>アパホテル株式会社 作成地 東京都港区赤坂3丁目2-3</td> </tr> </table>	印紙税申告納 付につき麻布 税務署承認済	アパホテル株式会社 作成地 東京都港区赤坂3丁目2-3	<table border="1"> <tr> <td>印紙税申告納 付につき麻布 税務署承認済</td> <td>アパホテル株式会社 作成地 東京都港区赤坂3丁目2-3</td> </tr> </table>	印紙税申告納 付につき麻布 税務署承認済	アパホテル株式会社 作成地 東京都港区赤坂3丁目2-3		
印紙税申告納 付につき麻布 税務署承認済	アパホテル株式会社 作成地 東京都港区赤坂3丁目2-3							
印紙税申告納 付につき麻布 税務署承認済	アパホテル株式会社 作成地 東京都港区赤坂3丁目2-3							
	取引番号:060001P071112090 2018/07/11 17:58	取引番号:060001P071112091 2018/07/11 17:59						
	<p><b>お部屋番号: 902</b></p> <p>お名前 : ナカウラシゴ様        ご人数 : 1        宿泊期間 : 2018/07/11 - 2018/07/12        Wi-Fi ID: <span style="background-color:black; color:black;">XXXXXXXXXX</span>        PW: <span style="background-color:black; color:black;">XXXXXXXXXX</span></p>	<p><b>お部屋番号: 205</b></p> <p>お名前 : カイショウダイスケ様        ご人数 : 1        宿泊期間 : 2018/07/11 - 2018/07/12        Wi-Fi ID: <span style="background-color:black; color:black;">XXXXXXXXXX</span>        PW: <span style="background-color:black; color:black;">XXXXXXXXXX</span></p>						
	部							
	分							

## 政務活動費項目区分別金銭出納簿

[項目区分]

広報費

※使途基準表の項目区分を記入

平成30年度

月/日	整理番号	支出区分	摘要	支出金額	支出累計額
7月31日	18		6月議会報告・折込代	208,185	208,185
11月9日	19		9月議会報告・折込代	302,923	511,108
11月25日	20		市政報告会会場代	3,700	514,808
2月4日	24		12月議会報告・折込代	208,185	722,993
3月2日	25		市政報告会会場代	3,700	726,693
3月28日	28		3月議会報告・折込代	208,185	934,878

- (注) 1. 支出した経費を項目別に記入して下さい。  
2. 整理番号には、政務活動費金銭出納簿と同じ番号を記入して下さい。

# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 広報費

[出納簿整理番号] 13

整理番号	[ 13 ]
------	--------

## 領収証

No. \_\_\_\_\_

平成30年7月31日

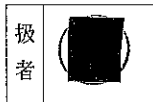
生駒市議会 会派「大樹」 様

金額	¥	2	0	8	1	8	5
----	---	---	---	---	---	---	---

但し 会派ニュース印刷代・新聞折込代



上記金額正に領収いたしました



### PUT UP style

株式会社 プットアップ・スタイル  
〒610-0101 京都府城陽市平川横道8-19-1  
Phone.0774-53-5300 Fax.0774-53-5322



## 納品請求書

平成30年7月27日

### PUT UP style

株式会社 プットアップ・スタイル  
〒610-0102 京都府城陽市平川横道8-19-1  
TEL 0774-53-5300 / FAX 0774-53-5322

生駒市議会 会派「大樹」 様

品名・仕様	数量	単価	金額	備考
●会派ニュース11号	35,000	@4	¥140,000	
B4輪転 コート65.5k 両面カラー				
●新聞折込料	33,100	@3.05	¥100,955	
生駒市全域 4大紙 B4 7月31日折込				
●松本守夫様ご負担分(1/5)			¥-48,191	
以下余白				
	税抜額	¥192,764	消費税額	¥15,421
			合計	¥208,185



# 大樹 News

生駒市議会議員・会派だより

第11号

【発行】生駒市議会会派・大樹

【発行責任者】樋口 清士

〒630-0221 生駒市さつき台1-650-136

TEL:0743-76-8779

生駒市議会会派・大樹(たいじゅ)

## 会派議員

### 紹介



いのうえ あつお  
**井上 充生**  
【6期】高山町  
☎78-0294



ひぐち きよひと  
**樋口 清士**  
【3期】さつき台  
☎76-8779  
会派代表



なかうら しんご  
**中浦 新悟**  
【3期】小町町  
☎61-5035



まつもと もりお  
**松本 守夫**  
【1期】北大和  
☎25-8882



かいしょう だいすけ  
**改正 大祐**  
【1期】山崎新町  
☎21-3685

### ■奈良県12市の議員一人当たり人口の比較

順位	自治体名	議員一人当たり人口
1	御所市	1,804
2	宇陀市	2,261
3	葛城市	2,478
4	五條市	2,659
5	桜井市	3,664
6	天理市	3,699
7	大和高田市	3,710
8	大和郡山市	3,988
9	香芝市	4,940
10	生駒市	5,039
11	橿原市	5,150
12	奈良市	9,243

【市の現状、課題及び行政需要】  
行政需要は人口に比例すると考えられます。生駒市の人口は、市政を施行した昭和46年から

この規定に基づいて調査を行った上で議案審査を行うために、議員定数に関する特別委員会を設置し、調査を実施しています。なお、8月中旬に調査結果をとりまとめ、9月議会の議案審査において各議員がそれぞれの考えを述べ、判断することとなります。

前号の編集後記でご案内しましたように、議員定数を24人から22人に削減することを求める直接請求を受けて、4月臨時会において「生駒市議会の議員の定数を定める条例」の改正議案が提出されました。生駒市議会基本条例では、「議員の定数を変更しようとするときは、市の現状、課題及び行政需要、地方自治制度の動向並びに市民の意見を考慮するものとする」と定めています。

## 議員定数に関する調査を実施

【市民の皆様への意見をお伺いします】  
現在、議員定数に関する皆さまの意見をお伺うため、パブリックコメントを実施しています。詳しくは議会ホームページをご覧ください。また、8月19日には龍谷大学の土山希美枝教授をコーディネーターとしてお招きし、市民懇談会を開催しますので、是非ご参加ください。

【廣瀬教授にお話しを伺いました】  
7月6日に法政大学の廣瀬克哉教授をお招きし、今後期待される地方議会の役割と議員定数について研修会を実施しました。

【地方自治制度の動向】  
平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方公共団体には自主性が求められることとなりました。その後、地方自治法が数度にわたり改正され、地方議会においても、その権能が拡大、強化されてきました。このような法改正を踏まえ、生駒市議会においても、議会基本条例を制定するなど、その権能の強化に向けた取組を進めてきました。

ら一貫して増加し、平成25年には1,211,331人とピークを迎え、平成32年以降は徐々に減少すると予測されています。なお、議員定数は、市政を施行した昭和46年から24人を維持してきました。また、類似団体50団体、奈良県下12市との比較で代表的な指標について比較も行いました。例えば、議員1人当たりの人口(平成29年1月1日現在)は、生駒市では5,039人であり、類似団体では22番目、奈良県下では10番目となっています。

必要な議員数を積み上げる方法  
▽地域、性別、職業、年代、価値観など、住民全体を反映できる人数  
▽委員会数×委員会に必要な人数(活発な議論を保障するには8名から9名が理想。)

行財政に対する有効なチェック、行政が不得手な領域での(理屈や制度の上を行く)政策づくりには、卒にはまらない人が不可欠。このような人達を許容できる定数が必要。

人口規模が類似する自治体と比べ、生駒市の定数は特に多くも、特に少なくもない。

生駒市の一般会計決算370億円のうち議会活動に係る経費は1%未満。議員定数を減らして削減できる費用は、その1%未満のうちの数%。わずかな経費削減により特別会計を含む600億円以上の財政運営のチェックができなくなれば本末転倒。

### 廣瀬教授の議員定数に関するご意見

議員定数を人口比で決めることに合理性はあるものの、地形や地域性などが考慮されるべき。

現状より若干の削減を行っても許容可能に思えるが、この考え方による削減論にはいつまでも終わりがなく危険。必要な議員数を積み上げて定数を考えることが必要。

# 公共施設の ブロック塀を改修

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の児童が下敷きになり亡くなるという痛ましい事故が発生しました。

この事故を受けて、市が管理する公共施設380施設の緊急点検が実施され、12施設において建築基準法に適合していないブロック塀があることが判明しました。そのうち特に緊急度の高い、生駒小学校のブロック塀について、急遽、予算議案が提出され、全会一致で可決されました。

夏休みに工事が行われる予定でしたが、「危険性を確認しているのであれば撤去は早急に行うべき」との指摘により、撤去については夏休み前に実施されました。

これを機に、忘れられがちな公共施設の工造物や外構部の安全性を確認することを改めて求めてまいります。

# 大雨による土砂災害

7月初旬に西日本を中心に大雨による大規模な水害、土砂災害が発生しました。生駒市でも、斜面の崩落などによる被害が百力以上で発生しました。

現在、災害復旧に向けた取組が進められているところですが、

今後とも災害復旧が円滑に行われるよう、行政の支援を求めてまいります。



2018/07/05 00:46  
当日の竜田川の様子  
(奈良県河川カメラによる)

## 一般質問 危機管理の取組について

危機管理は発生する前の危険予知・予防・発生時の準備が8割を占めています。そのため平常時から潜在リスクの洗い出しや分析、危機管理マニュアルの整備等、事前に危機に備えることが重要です。また新年度より危機管理監を採用され、市民に対して安心安全の取組の見える化が重要です。危機発生時には円滑に対処出来るよう、又危機管理能力を高めるため、まず危機の定義を確認し、そして危機管理の取組内容を確認した上で、以下のことを提案しました。

- 他の自治体で起こった危機事象に関しても、同じように潜在リスクとして認識し、例えば不審者に対するの緊急時対応訓練等を実施されたい。
- 危機管理意識向上の一つとして、危機管理の個別マニュアル等を庁内での情報共有されたい。
- 平常時の準備として、災害時「誰が」「いつ」「何を」を明確化し時間軸に落とし込む、タイムラインを検討されたい。
- 現場の経験、専門的な知識を有している危機管理監を中心に、生駒市になかった視点で危機管理に対して体制づくりも含め、取り組まされたい。

## 一般質問 給食センターと学校施設のエアコン整備について

現在、北給食センター(小学校用)の整備を進めており、来年度に南給食センター(中学校用)の設計工事に着手する予定です。しかし、今後、厳しい財政状況が想定されることから、今後の方針として「財源の見通しはついておらず、改めて計画を検証し、今年度秋頃に計画を変更するかどうか判断する」ことを確認した上で、以下のことを指摘、提案しました。

- 今になって南給食センターの更新計画を再検討では、事前の計画が甘すぎる。
- 中学校用の給食についても、アレルギー対応、安全・衛生基準の強化が必要であり、北給食センターの整備から時間を空けずに対応されたい。
- 過度な財政負担とならない計画となるよう再検証されたい。

また、学校施設のエアコン整備について、財源や整備時期について以下の通り確認しました。

- 整備費は16億5000万円(中学:5億、小学:10億、幼稚:1億5000万)、電気代は年間7000万円(中学1500万、小学4000万、幼稚1500万)となる。
- 中学校については来年度に整備の予算を計上し、小学校、幼稚園については順番は未定であるが、毎年順次進める。

## 一般質問 行政運営の改善・改革について

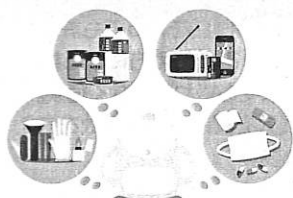
生駒市行政改革大綱は、既に平成28年度末で期限切れとなっており、ようやく今年度から新たな行政改革大綱の策定に向けての協議が本格化する予定です。そこで、新たな行政改革大綱を策定するに当たり、検討すべき事項、盛り込むべき事項として以下のことを提案しました。

- 随意契約の適正化など行政運営の規格化を進めたにもかかわらず、電力の随意契約など規格の緩和が見られることから、今後恣意的な緩和が進まないよう現状を検証し、改善されたい。
- 市民協働の前提となる情報提供・情報共有を進めるため、アウトリーチの取組を強化されたい。
- 多様な協働事業に対する市民ニーズを受けて、関連する事業メニューを有する行政担当課とマッチングできるよう、ららポートの窓口機能を強化されたい。
- 財政状況が厳しさを増す中、毎年2億円増加する社会保障費を賄うための短期的な取組と、将来的な歳入確保に向けた長期的な取組とを分けて、戦略的な財政運営のあり方を検討されたい。
- 財政状況の厳しさを庁内外で共有できる財政指標を設定されたい。
- 総合計画の策定作業を通して、総合計画と財政計画の連動、計画の進行管理と予算編成の連動、計画の進行管理と施策・事業改善の連動を実現する仕組み・体制づくりに取組まれたい。

## 編集後記

6月には大阪府北部を震源とする地震が、7月には西日本を中心とした大雨が大きな被害をもたらしました。被害に遭われた皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。とともにも、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。さて、災害への備えは万全でしょうか。災害が発生した時に安全に避難するための経路や場所の確認、防災用品の準備などの備えはできていますでしょうか。いざという時に声を掛け合い、助け合える、身近での関係づくりはできていますでしょうか。

我々も、このひと月ほどの間、災害に対する日頃からの準備や心がけの大切さを、改めて認識することとなりました。



政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 広報費

[出納簿整理番号] 19

整理番号 [ 19 ]

領収証

No. \_\_\_\_\_

平成30年11月9日

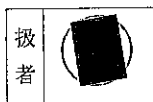
生駒市議会 会派「大樹」様

金額	¥	3	0	2	9	2	3
----	---	---	---	---	---	---	---

但し 会派ニュース印刷代・新聞折込代



上記金額正に領収いたしました



PUT UP

株式会社 プットアップ・スタイル  
〒610-0101 京都府城陽市平川横道8-19  
Phone.0774-53-5300 Fax.0774-53-5322



納品請求書

※記入してください。

平成30年11月5日

PUT UP Supply/AccountSlip  
style

株式会社 プットアップ・スタイル  
〒610-0102 京都府城陽市平川横道8-19  
TEL 0774-53-5300 / FAX 0774-53-5322



生駒市議会 会派「大樹」様

品名・仕様	数量	単価	金額	備考
●会派ニュース 12号	35,000	@5.71	¥200,000	
B3輪転 コート65.5k 両面カラー				
2つ折り加工(B4仕上げ)				
●新聞折込料 11月7日折込	33,100	@4.55	¥150,605	
生駒市全域 4大紙 B3				
●松本守夫様ご負担分(1/5)			¥-70,121	
税抜額	¥280,484	消費税額	¥22,439	合計 ¥302,923





# 大樹 News

第12号

〔発行〕生駒市議会会派・大樹

〔発行責任者〕樋口 清士

〒630-0221 生駒市さつき台1-650-136

TEL:0743-76-8779

生駒市議会会派・大樹(たいじゆ)

## 会派議員

### 紹介



いのうえ あつ お  
**井上 充生**  
〔6期〕高山町  
☎78-0294



ひぐち きよひと  
**樋口 清士**  
〔3期〕さつき台  
☎76-8779



なかうら しんご  
**中浦 新悟**  
〔3期〕小町  
☎61-5035



まつもと もり お  
**松本 守夫**  
〔1期〕北大和  
☎25-8882



かいしょう だいすけ  
**改訂 大祐**  
〔1期〕山崎新町  
☎21-3685

## 決算審査

9月定例会では、前年度の予算が適正に執行されたか、今後も継続して行われる施策、事業について改善すべき点はないかといった観点から、平成29年度の決算審査が行われました。審査の結果明らかとなった問題等に対して、平成31年度の予算編成や今後の行政運営において留意すべき事項9項目を附帯意見としてとりまとめ提出しました。

### 【平成29年度 一般会計決算の認定に反対】

平成27年度、平成28年度の2年連続で単年度収支が赤字であった一般会計決算も、平成29年度は約2億2000万円の黒字となりました。しかし、その内容を見ますと、公園の水銀灯のLED化(約7000万円)を執行しないなど、当初予算化していた事業を止めるなどした結果でした。

開会日の代表監査委員からの報告の中にも「市民の皆さまに納めていただいていたものが市民の皆さまに十分に還元されているかどうかという目で平成29年度の黒字決算の内容の分析、検討を行って頂きたい」とありました。分析、検討の結果、黒字を出すために必要な事業を先送りし、数字合わせのような予算執行を行うことには問題があると判断しました。

他方、市長の肝いりで設立し、自ら社長を務めるいこま市民パワー株式会社(自治体電力会社)から生駒市は随意契約により、他市に比べて割高な電力を購入しています。一方で、経費節減のため一旦は必要と判断した事業の執行を止め、一方で、随意契約に

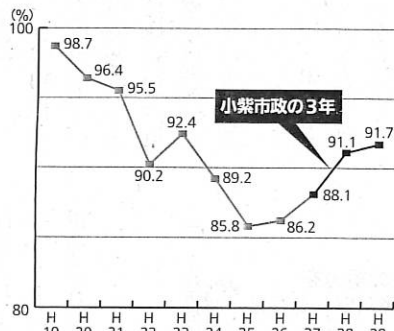
より他市よりも割高な電力を購入する。このような一貫性のない予算執行に賛同できないことから、我々は一般会計決算の認定に反対しました。(ただし、裁決の結果は賛成多数で認定されました。)

### 【まだまだ厳しい財政状況】

3年ぶりに黒字になったからといって安心できる状況にはありません。経常収支比率は前年度より0.6ポイント悪化し91.7%になりました。社会保障関係費は前年度に比べ2億6000万円増、総額で150億円を超えました。このように財政の硬直化は着実に進みつつあります。

今後は、更なる経費削減に努めるとともに、事業の大胆な見直し(廃止や組み換え)、計画的な事業推進を行う必要があります。財政状況が厳しい中においては、計画行政の徹底が重要となつてきます。現在進捗中の総合計画の策定、行政改革大綱の改定といった作業に合わせ、今後の計画的な行政運営の仕組みづくりに取組むよう、行政に強く訴えてまいります。

■ 経常収支比率の推移



※経常収支比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する比率です。近年、社会保障費など毎年必ず支出しなければならぬ経費の割合が高くなり、新たに投資できるゆとりがなくなっています。

## 決算審査の認定に当たった附帯意見において行政に要請した項目

- 電力調達是一般競争入札によること。仮によらない場合、近隣他市の落札価格と同等の価格で契約するとともに価格設定の透明性を確保すること。
- ガスの調達に際し、より多くの公共施設を対象に一般競争入札を実施すること。
- 防災会議の開催方法や内容を見直し、災害状況等の検証並びに今後の対策の検討に対して有効に活用すること。
- 生きいきクーポン券の交付事務費を削減するとともに、利用率の向上、費用対効果を踏まえた施策改善に努めること。
- 潜在保育士発掘の取組を更に拡充するとともに、待機児童解消及び幼児教育無償化に対する取組を着実かつ具体的に進めること。
- 学童保育の持続的、安定的な実施に向け、学童保育の運営の在り方を抜本的かつ早急に見直し、改善すること。
- 家庭ごみの指定袋の販売益等の財源を活用し、新たな環境保全対策、ごみ減量化対策等の事業を拡充すること。
- 地域の就学前教育・保育のニーズを把握し、各公立幼稚園の取組方針を明確にすること。
- 健全な財政運営に向け、予算編成段階において各事業を厳しく精査し、一旦予算化された事業については市民サービスの低下を招かぬよう、適正に執行すること。

# 市民パワーからの電力調達に問題

【随意契約により割高な電力を購入】

昨年9月定例会において、一般競争入札による電力調達を、随意契約による(いこま市民パワーからの)電力調達に変更することには問題があると指摘してまいりました。しかし、その指摘を無視するかたちで、生駒市は昨年の12月にいこま市民パワーと契約し、随意契約による電力調達を開始しました。

随意契約による問題点となるのは価格設定をどのようにするかという点です。生駒市では関西電力の価格を上回らないことをもって適正な契約価格であると説明しています。ただし、ここで言う関西電力の価格とは関西電力が公表している標準価格のことです。

近年、関西電力は自治体への電力販売に力を入れており、その入札結果を見ると、予定価格の2割から5割の値引きを実施しています。

このような状況下で、標準価格を参考に価格を設定している生駒市は相当割高の電力を購入しなければならなくなっています。

例えば、生駒市の市庁舎や学校など一般会計分の電力料(平成29年度約2億円)に対して、2割減で落札されれば、約4000万円を節約できたことになります。

財政状況が厳しく、経費の更なる削減が必要となっている時に、このような無駄遣いが許されるはずがありません。

【入札監視委員会の提言を無視】

生駒市は、いこま市民パワーとの随意契約に先立ち、入札監視委員会に意見を求め、委員から「常に電気料金の市場価格を把握し、上回る場合は速やかに市場価格以下に」「不可能な場合は契約を解除し、一般競争入札も選択とすべき」との提言を得ています。

また、今年の7月に開催された入札監視委員会の場でも、委員から「入札した場合の価格と比べて適正かどうかを常にチェックし随時交渉を行うべき」との意見が出されています。

しかしながら、生駒市では、現状において、他市の入札結果等を参考とした価格交渉などは行われていません。

また、9月定例会中の本会議(一般質問)や決算審査特別委員会の中で、関西電力の値引きは一時的なものであり、電力卸売価格は現状では値上げ傾向にあるとの理由から契約価格の値下げは行わない旨の答弁がありました。また、いこま市民パワーの社長である市長からは関西電力との値引き競争に加わるつもりはない旨の発言もありました。

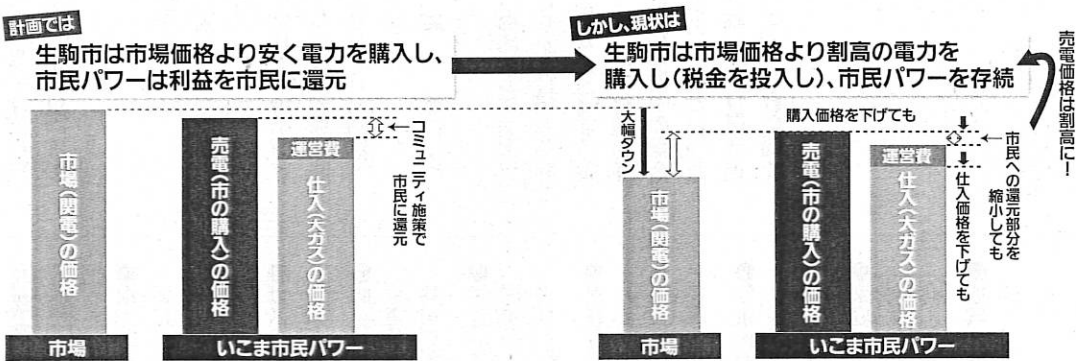
つまり、入札監視委員会の意見を無視して、割高な電力を買い続けることを市長、社長ともが明言したことになります。

【割高な電力購入は会社への補てん】

生駒市が、割高な電力を購入するということは、いこま市民パワーを存続させるために、不足する資金を補てんしていることと同じです。

いこま市民パワーはエネルギーの地産地消を推進するとともに、将来的には雇用が

創出され、経済効果も期待でき、事業収益がコミュニティ施策を通して地域社会に還元される良いこと尽くめの施策と宣伝



されています。しかし、今後3年間、関西電力が数割の値引きを実施し続けられれば、生駒市は1億円以上のお金をいこま市民パワーに補てんすることとなります。

このようなことに市民の理解が得られるとは到底思えません。

我々は、生駒市の電力調達に対して、早急に競争性を発揮できる一般競争入札に戻すこと、これが難しい場合には他市の落札価格と同等の価格で契約することを求めるため、一般会計決算の認定に当たっての附帯意見を提出しました。

## 幼稚園、小・中学校にエアコンを設置

平成30年度の当初予算では、中学校へのエアコン設置に向けた設計費用が計上されていきました。予算審査の際に、中学校だけでなく、幼稚園、小学校にも速やかにエアコン設置を行うべきと指摘してまいりました。今夏の連日の猛暑、奈良県のエアコン設置率の低さが新聞報道されたことなどを受け、7月27日に前倒しで小・中学校へのエアコンを設置することが公表されました。

この時点では幼稚園のエアコン設置は後回しにされていました。しかし、生駒市が市PTA協議会に募金活動を要請したことを踏まえ、協議会の構成メンバーであることを踏まえ、協議会の構成メンバーである幼稚園へのエアコン設置を協議会役員が市長に直談判したことから、8月臨時会において幼稚園も含めた設計費の予算が提

案され、全会一致で可決されました。財政状況が厳しい中でエアコン設置となることから、国の補助金交付が欠かせません。行政は支援策を探し、手当てするのが仕事ですが、現状では後手に回っているようです。

本来は税金をもって整備すべき学校の設備に対して、PTAに募金活動を要請したり、市長が先頭に立って募金活動を行うなど、理解に苦しみます。市民に負担を求め、理に背き、国の支援策をとりに行くと、行政の仕事と心得るべきです。

また、一方で割高の電力を買う余裕があるのなら、その経費削減分をこそエアコン設置費に振り向けるべきです。

我々は、市議会の役割を果たすべく、秋の臨時国会でのエアコン設置に対する財政支援に係る予算審議が行われることを踏まえ、9月定例会においてエアコン設置に係る予算の拡大と財政支援の拡充を求め、意見書を提案しました。採決の結果、全会一致で意見書が採択され、国に提出されることとなりました。

## コミュニティバス 2路線の 本格運行を開始

これまで実証運行が行われていたコミュニティバスの2路線（北新町線、萩の台線）がこの秋から本格運行することとなりました。従来、運賃収入が運行経費の5割以上なければ本格運行しないとされてきました。



▲コミュニティバス

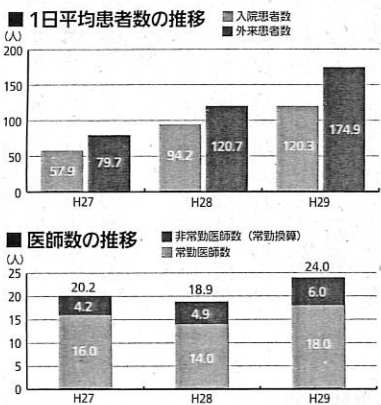
が、昨年の秋に3割以上あれば本格運行すると方針転換されました。昨年度の10月からの利用実績が、北新町線で42.8%、萩の台線で34.5%となり、新たな基準を満足したことから、本格運行するという判断に至りました。ただし、北新町線については、生駒駅と市立病院前の区間を除いて算定されており、この区間を入れると24.5%と基準を下回っています。今後、市立病院までの区間をどのように取り扱うのか、どこまでを市の負担で賄うのか、運行の方針について十分に検討する必要があります。また、この2路線の本格運行を踏まえ、他地域への新たなコミュニティバスの運行をどうするかを考えていかなければなりません。

## 市立病院 開院から3年

平成27年6月に生駒市立病院が開院してから3年が経過し、9月定例会の中で、3年間の実績とその評価が報告されました。1日平均患者数は、平成27年度に入院57.9人、外来79.7人でしたが、平成29年度には入院120.3人、外来174.9人と当初見込みを大きく下回るものの徐々に増えてきました。

とは言え、平成29年度の経常利益は約2億3000万円の赤字となっており、未だ健全運営の域には達していません。

また、常勤医師の確保は進んでおらず、平成29年度末の常勤医師数は18名。救急医療の充実、小児医療の充実を謳いながら、脳神経外科と救急科の常勤医師はおらず、小児科の常勤医師は1人のみという状況。医師確保が引き続きの大きな課題となっています。



さらに、医師会への入会も果たせておらず、地域医療機関との連携も不十分な状況にあります。このように、市立病院は未だ十分な機能を果たせていません。一日も早く常勤医師を確保し、市民ニーズに応えられる病院になることを祈るばかりです。

## 学研高山 第二工区の動き

平成29年に「学研高山第二工区まちづくり検討有識者懇談会」とりまとめ」が作成され、11月に報告会が開催されたから後、表立った動きが見られませんでした。そこで、決算審査の中で、その後の動きと今後の予定について、以下の通り確認しました。

平成30年3月に地元の方々との意見交換会、5月に県内外の地権者（10000人以上）との意見交換会が開催されました。その後、地権者の意見集約のための組織づくりが大きな課題であるとの認識のもとに、組織設立に向けた発起人を呼びかけ、名乗りを上げた31人を中心に発起人会が組織されました。これまで数回の発起人会が開催されるとともに、地権者への組織加入を呼び掛けが行われており、11月頃に地権者組織の設立が予定されています。今後、新たな検討組織を作り、平成32年度に全体土地利用（マスタープラン）を策定する予定となっていることから、平成31年度には本格的な検討が行われることになりそうです。検討の進捗、手続き、内容について注視するとともに、必要に応じて意見を述べていきたいと思います。

# 議員定数削減に係る 条例改正案は否決

今年4月の臨時議会において提案された議員定数削減に係る条例改正案は賛成少数で否決されました。

議会では議員定数に関する特別委員会を設置し、議会基本条例の規定に基づき、市の現状、地方自治制度の動向等の把握、パブリックコメント、市民懇談会による市民意見の把握、学識経験者の意見聴取などの調査を実施し、その成果を踏まえて議員間討議を行うなど、審議を尽くして採決を行いました。

今回の採決では、会派の中でも判断の分かれるところとなりました。

議員定数は何人が適正かとの問いに正解はありません。だからこそ、市民にとつてどのような議会が望ましいのか、どのような議員が、何人で活動すれば望ましい議会となるのか、という観点から判断しなければなりません。

また、今回の議論の中で「精鋭」や「議員の資質」語られ出てきましたが、資質の高い議員、精鋭を選ぶのは議員ではなく市民です。次の選挙では、精鋭を選び、議会に送り込んで頂きますようお願いいたします。

## 【賛成の主な理由】

● 行政に対して厳しい行財政改革（職員数の適正化や給与等の見直し）を追い求める議員も定数削減を断行するのは当然。行政も議会もそれぞれに身を切る改革を実現するために弛まぬ努力が求められる。

● 少数になれば全てのメンバーが精鋭にならざるを得ない。少数になれば不要な業務の削減、効率化、計画性や実行性の向上が増し、十分に成果を上げることができる。

## 【反対の主な理由】

● 厳しい財政状況が続く中、行政の無駄遣いをチェックする議会の監視機能の強化が最も求められるところ。経費削減のために議員定数を削減し、議会の監視機能を弱め、行政の無駄遣いを許したのでは本末転倒。

● 財政が縮小する一方で行政需要が拡大する時代は、財源の配分する先を取捨選択しなければならず、多様な価値観を持つ議員が、それぞれの立場で議論し、声なき声、弱い立場にある市民を切り捨てないように政策を選択することが重要。このように、行政に厳しく、市民に対してきめ細やかな活動を行うためには今以上の議員定数が必要。

● パブリックコメント、市民懇談会では、議員定数の削減を求める声が多いものの、一方で議会に対する不満の声も多い。議会の広報広聴機能、行政監視機能、政策立案機能はまだ不十分であり、改善の余地が残されているとの認識は全ての議員の共通認識。定数削減の前にまず市民が満足する議会にすることが先決。

現状のまま議員定数を削減すれば必ず議会の機能は低下し、市民の不満は解消されない。

## ◆採決の結果

### 賛成議員

松本(大樹)  
片山、神山、西山、沢田、山田、吉波

### 反対議員

井上、樋口、中浦、改正(大樹)  
下村、恵比須、成田(公明党)  
浜田、竹内、久保(共産党)  
白本、福中、吉村、桑原(凜翔・絆)  
伊木 (敬称略)



生駒市議会  
会派大樹

## 【市政報告会】

11月25日(日) 14時より図書館において市政報告会を開催いたします。多くの方のご参加をお待ちしております。

日時  
平成30年 11月25日(日)  
14:00~16:00  
場所  
図書館 第2研修室

## 編集後記

4月から取り組んできた議員定数に係る審査の中で、議会の機能強化に向けた改善が市民に強く求められていることを全議員で再確認することができました。

また、議会機能の強化には議会を構成する議員の資質が問われており、議員を選ぶ市民の責任は重大です。

来年4月には議員が改選されます。議会が行政の追認機関とならないよう、候補者の資質を見定め、行政を確りと監視し、市民の声を傾け、政策立案ができる議員を選んで頂きますようお願いいたします。



## 職員・組織の マネジメントについて

「組織改革と人材育成」は次期行政改革大綱の柱の一つとなっています。現在、第3次生駒市定員適正化計画に基づき、職員の削減を進めていますが、一方で技術やノウハウの継承が課題となるなど、新たな課題も生じてきています。

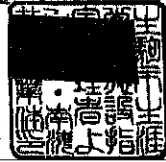
今後とも、ますます複雑化、拡大する行政需要に、限られた職員で対応しなければならず、組織をいかに効率的、効果的、持続的に運用するか、そのため組織を構成する人材をいかに確保・育成するかが最重要の課題となります。そこで、以下のことを提案しました。

- 各部において組織マネジメント（組織運営、人材育成、行政改革、業務改善など）の方針を作成、公表されたい。
- 職員管理（労務管理、業務管理、人材育成）のための組織的な技術、仕組みの構築に取組まれたい。
- 部署間の業務の重複や蛸壺化を解消するとともに、分野横断的な施策推進のための仕組みづくり、組織体制づくりを取組まれたい。
- 各部署内で継続的に事務改善やリスク管理が行われ、かつその取組の成果を組織全体に敷衍できる仕組みづくりに取組まれたい。
- 至近年齢構成、技術者不足などの持続的な組織運営に対する問題解決に向けて、計画的に人材採用・育成に取組まれたい。

施設使用許可書兼領収書 (図書会館)

[20]

申請者 住所 生駒市あき台1-650-136  
 団体名 生駒市議会派「大樹」  
 代表者 (氏名) 樋口清士 殿  
 (電話番号) [REDACTED]  
 申込者 (氏名) 改正天祐 殿  
 (電話番号) [REDACTED]



次のとおり使用を許可します。

指定管理者 よしもと・南海共同事業体

施設名	ホ ー ル	1. 全体 2. 舞台のみ 3. 客席のみ 音響照明操作 必要・不要	大会議室 全室・A・B	実習室 全室・A・B	和室 全室・A・B
		湯沸室	第2研修室 第3研修室	ミニギャラリー	附属設備の使用 有(別紙明細書のとおり) (無)
使用目的	市政報告会				
使用日時	18年11月25日(日) 午前・午後12時00分から			開場	時 分
	18年11月25日(日) 午前・午後17時00分まで			開演	時 分
				終演	時 分
使用人員	20人 (入場予定人員 人)				
特記事項 (貸出備品)	マーカー ●入場料等徴収 <input checked="" type="radio"/> 無・有 ( ) (非営利使用料の適用申請書 有・無)				
※使用料区分	① 市内非営利 2. 市内営利 (2倍) 3. 市外非営利 (1.5倍) 4. 市外営利 (3倍)				
※使用料	施設 3700 円	附属設備 _____ 円 (別紙明細書のとおり)	合計 3700 円		
※許可条件 公の施設の貸借その他使用について、その使用が生駒市暴力団排除条例第7条第1項及び第2項の規定により、公の施設の使用が暴力団の利益になると認めるときは、使用の不許可又は使用許可の取消、制限若しくは停止することがあります。なお、当該使用が暴力団の利益となるかを所轄の警察署へ照会することがありますことをご了承ください。			※許可年月日 2018年11月25日		
			※許可番号 第 1377 号		
			※減免の有無 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		
			申請番号 2018001511		

- 注意事項
- 1 条例、規則及び係員の指示事項を厳守して下さい。
  - 2 許可を受けた目的以外に使用しないで下さい。
  - 3 使用の準備および使用後の整理・整頓は、使用許可時間内に行い、使用後は必ず係員の点検を受けてください。
  - 4 建物又は附属設備を破損又は滅失したときは、原状回復していただくこととなりますので使用に際しては十分注意していただくようお願いいたします。
  - 5 使用料納付後の変更・取消・返金はできません。





# 大樹 News

生駒市議会議員・会派だより

第13号

【発行】生駒市議会会派・大樹

【発行責任者】樋口 清士

〒630-0221 生駒市さつき台1-650-136

TEL:0743-76-8779

生駒市議会会派・大樹(たいじゅ)

## 会派議員

### 紹介



いのうえ あつお  
**井上 充生**  
【6期】高山町  
☎78-0294



ひぐち きよひと  
**樋口 清士**  
【3期】さつき台  
☎76-8779  
会派代表



なかうら しんご  
**中浦 新悟**  
【3期】小明町  
☎25-5708



まつもと もりお  
**松本 守夫**  
【1期】北大和  
☎25-8882



かいしょう だいすけ  
**改正 大祐**  
【1期】山崎新町  
☎21-3685

## いこま市民パワーから 割高の電力を購入

昨年9月定例会での一般質問を通して、生駒市は近隣他市に比べ割高の電力を、いこま市民パワーから調達していることを確認しました。また、決算審査の認定に当たって議長と監査を除く全ての議員で、次のような附帯意見をとりまとめ、行政に要請しました。

電力調達は一般競争入札によること。  
仮にやらない場合、近隣他市の落札価格と同等の価格で契約するとともに価格設定の透明性を確保すること。

それにもかかわらず、生駒市といこま市民パワーとの間で新たに交わされた契約は、前回契約額と同様に割高な価格で随意契約とするものでした。  
また、12月定例会の一般質問において、いこま市民パワーが大阪ガスから購入した電力の価格を尋ねたところ、開示できない情報であるため答弁できないとのことでした。そのため、「大阪ガスが値引きをしないために、いこま市民パワーは価格を下げられない」のか、あるいは「大阪ガスは値引きしているにも関わらず、いこま市民パワーの経費を上乗せしているために価格を下げられない」のか、事実が確認できませんでした。  
今回の契約では、生駒市内のほぼ全ての公共施設が対象となっており、年間約4億円の電力調達がいこま市民パワーから行われることとなります。近隣他市の落札状況を踏まえると、年間約1億円を超える経費が余分に掛かることとなります。

今後、社会保障費等の増大に合わせて年間約2億5000万円の経費を削減しなければならぬにもかかわらず、一方で、いこま市民パワーを維持するために1億円を超える経費を負担することが許されるは、ありません。エネルギーの地産地消という理念も、9割以上を市外(大阪ガス)から仕入れている現状ではあてなえが如しです。また、いこま市民パワーが上げる利益(初年度の収益は120万円)は、コミュニケーション施策で市民に還元されるという謳い文句でしたが、行政が電力調達経費を削減できれば、そのお金で様々な市民ニーズに応えることができます。

地産地消を追求するのであれば、事業規模を縮小し、市内で発電している電力量に見合った分だけを、いこま市民パワーから調達すればよいのです。

市は将来的な経済効果を期待しているようですが、現状見られる入札による経費削減の効果を越える効果があるとは考えられません。厳しい財政状況の中、このような経費の垂れ流している状況を速やかに改めるべきです。市長の肝いりで始めた事業だから止められないということなのでしょうか。

いづれにしても、速やかに市長が決断し、舵を切り直す必要があります。

## いきいき

### クーポン券の問題

いきいきクーポン券の交付に係る平成31年度事業予算が提案されました。

いきいきクーポン券については、これまで交付コストが掛かり過ぎる、使い勝手が悪いといった問題を指摘してきました。

交付コストについては、当初(平成29年度)約4200万円かかりましたが、徐々に削減され、平成31年度予算では約3500万円計上されました。しかし、今後これ以上のコスト削減は難しく、交付コストが大きいといった問題は引き続き残ることとなります。

ここで、家計調査と消費実態調査(いずれも平成26年度調査)から、いきいきクーポン券の利用対象と考えられる交通(自動車関係費を除く)、保健医療用品・器具の各支出項目について、奈良県の高齢者の年間一人当たりの支出額を推計すると次のようになります。

まず、交通に係る支出額は65歳～74歳で29,665円、75歳以上で26,039円です。また、保健医療用品・器具に係る支出額は、65歳～74歳で13,962円、75歳以上で15,910円です。

このことから、クーポン券の交付は、交通費に対して34%～38%の補助、保健医療用品・器具に対して63%～72%の補助、交通費と保健医療用品・器具の合計額に対して23%～24%の補助に当たります。

つまり、クーポン券の交付は既に一定の支出が行われているところへ補てんする制度であり、外出等を増やす効果は期待しにくくなっています。

バラマキ施策と言われたいためにクーポン券を交付する制度としていますが、既に所得補てんの制度となつている現状を踏まえ、制度を継続するならば、使い勝手が良く、交付コストも低く抑えられるよう現金給付とし、経費削減を徹底するよう指摘しました。



## エアコン設置の 工事業者が決定

既に11月臨時議会において予算が可決されていた幼稚園、小・中学校へのエアコン設置について、工事業者との契約議案が提出され、全会一致で可決されました。ちなみに、ガス利用分(17校園)については、1社のみが応札、落札率98.1%。電気利用分(9校園)については、4社が応札、落札率89.0%でした。

各自自治体で一斉にエアコン設置が進められる中、工事業者が確保できるかどうかを不安視していましたが、工事業者が決定したことで事業が予定通り進められる目途が立ちました。今年の6月末までに市立の全ての学校施設の教室にエアコンが設置されることとなります。

議案審査の際に、今後、遅滞なく工事が進むよう監理を徹底するとともに、運用ルール(利用条件や冬季利用の是非など)の明確化など、設置後の対応に取組むよう、行政に対して要請しました。

## 議会も学習を支援

近年、学校においても市民教育(政治への関心の向上や市民意識の育成などを目的とした教育)が求められています。生駒市議会では、このようなニーズに応えるため、昨年度から市内小学校6年生を対象とした出前授業を行っている他、今回「子ども向け市議会ガイド」を全面改訂し、学校の授業の副読本として活用できるようにしました。生駒市議会HPを是非一度、ご覧ください。(なお、デザイン・イラスト作成を市内在住の泉名瞳(いずみなひとみ)さんに協力頂きました。)

(<http://www.city.ikoma.lg.jp/html/kg/index.html>)

### 一般質問 財政運営について

平成29年度決算で単年度収支は2億2000万円の黒字となりましたが、今後の財政需要の動向を踏まえれば楽観視できる状況にありません。特に、社会保障費の増加に伴い今後、年間2億5000万円ずつ歳出が増加すると予想され、これに合わせた歳出削減を目標に行政改革が進められようとしています。他方、今後の人口減少等により税収入が伸び悩むことが予想される中、歳入をどのように確保するかが重要な課題となっています。そこで、歳出削減、歳入増加に関して以下のことを提案しました。

- 人口動向を踏まえれば社会保障費の伸びは年間3億円を超えると予想できることから、より厳しい歳出削減目標を設定して行政改革に取組まれたい。
- 歳出削減には、一律のシーリングや単なる事業廃止によらず、行政目的の効率的かつ効果的な発揮に向けて、きめ細やかな事業仕分け、分野を越えた事業の統廃合等の取組を実施されたい。
- 法人市民税が個人市民税の1割に満たない本市の税収構造を変革(法人市民税を拡大)するため、事業所の立地促進等に向けた短中期的な投資を行われたい。

### 一般質問 生駒市まち・ひと・しごと 創生総合戦略の取組について

平成27年から平成31年の5年間を計画期間として「生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下総合戦略)を策定しました。基本目標を 1、子育てしやすいまち 2、母親が希望のしごとをできるまち 3、子育て層(特に女性)が転入したいまちとし施策をまとめています。そして女性が活躍しながら、安心して2人目、3人目の子供を産み、育てられる先進的住宅都市・生駒の実現を目指すまちの姿として取り組んでいます。そこでこれまでの総合戦略の取組について確認した上で、以下のことを提案しました。

- 病児保育の取組状況の課題としてニーズの把握が不十分と指摘されている。病児保育の潜在的なニーズに対して、マーケティング的な視点を持ってニーズ把握されたい。
- 子育て、教育環境の良さを客観的なデータを元に、他市と比較し生駒の良さを発信されたい。
- スマートフォンで情報を検索する人が多くなってきている中、市の子育てサイトを見つけやすく整理されたい。
- 次の総合戦略を策定する際には、出来る限りアウトカム指数としてKPIを設定されたい。



## 編集後記

今年が平成の時代を終え、4月には元号が改まり、新たな時代の幕が開けます。

今は少子高齢化・人口減少、厳しい財政状況など、自治体にとっては夢を語りにくい時代となっています。しかし一方で、東京オリンピック・パラリンピックや大阪万博の開催などを契機に、新しい時代へのステップアップが期待される時でもあります。

今こそ、市民・行政・議会が共に知恵と力を出し合い、次の世代が夢を語る地域社会を築いていくことが求められます。

我々の任期も残り数か月。新しい時代の到来に向けて、議員としての役割を最後まで精一杯果たして参ります。



## 生駒市議会会派大樹 [ 市政報告会 ]

3月2日(土)14時より図書館において市政報告会を開催いたします。3月定例会での新年度予算の審査に先立ち、皆さまからのご意見、ご要望を伺えれば幸いです。多くの方のご参加をお待ちしております。

日時

平成31年3月2日(土)  
14:00~16:00

場所

図書館  
第2研修室



施設使用許可書兼領収書 (図書会館)

[ 25 ]

申請者 住所 生駒市内子台1-650-136  
 団体名 生駒市議会 会派「大樹」  
 代表者 (氏名) 樋口 清士 殿  
 (電話番号) [REDACTED]  
 申込者 (氏名) 改正 大祐 殿  
 (電話番号) [REDACTED]



次のとおり使用を許可します。

指定管理者 よしもと・南海共同事業体



施設名	ホール	1. 全体 2. 舞台のみ 3. 客席のみ 音響照明操作 必要・不要	大会議室 全室・A・B	実習室 全室・A・B	和室 全室・A・B
		湯沸室	第2研修室 第3研修室	ミニギャラリー	附属設備の使用 有(別紙明細書のとおり) <input checked="" type="checkbox"/> 無
使用目的	市政報告会				
使用日時	19年3月2日(土) 午前・午後12時00分から		開場	時	分
	19年3月2日(土) 午前・午後17時00分まで		開演	時	分
			終演	時	分
使用人員	20人 (入場予定人員 人)				
特記事項 (貸出備品)	2-カー ●入場料等徴収 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ( ) 円(非営利使用料の適用申請書 有・無)				
※使用料区分	① 市内非営利 2. 市内営利 (2倍) 3. 市外非営利 (1.5倍) 4. 市外営利 (3倍)				
※使用料	施設 3,700 円	附属設備	—— 円	合計	3,700 円
※許可条件 公の施設の貸借その他使用について、その使用が生駒市暴力団排除条例第7条第1項及び第2項の規定により、公の施設の使用が暴力団の利益になると認めるときは、使用の不許可又は使用許可の取消、制限若しくは停止することがあります。なお、当該使用が暴力団の利益となるかを所轄の警察署へ照会することがありますことをご了承ください。			※許可年月日 2019年3月2日		
			※許可番号 第 2087 号		
			※減免の有無 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
			申請番号: 2018012387		

- 注意事項
- 1 条例、規則及び係員の指示事項を厳守して下さい。
  - 2 許可を受けた目的以外に使用しないで下さい。
  - 3 使用の準備および使用後の整理・整頓は、使用許可時間内に行い、使用後は必ず係員の点検を受けてください。
  - 4 建物又は附属設備を破損又は滅失したときは、原状回復していただくこととなりますので使用に際しては十分注意していただくようお願いいたします。
  - 5 使用料納付後の変更・取消・返金はできません。

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 広報費

[出納簿整理番号] 28

領収証

No. \_\_\_\_\_

平成31年3月28日

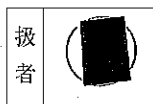
生駒市議会 会派「大樹」 様

金額	¥	2	0	8	1	8	5	
----	---	---	---	---	---	---	---	--



但し 会派ニュース印刷代・新聞折込代

上記金額正に領収いたしました



**PUT UP**  
s t y l e

株式会社 プットアップ・スタ  
〒610-0101 京都府城陽市平川横道  
Phone.0774-53-5300 Fax.0774-53-



け

納品請求書

平成31年 3月 25日

**PUT UP** Supply/Account Slip  
s t y l e  
株式会社 プットアップ  
〒610-0102 京都府城陽市平川横道  
TEL 0774-53-5300 / FAX 0774-53-2122



生駒市議会 会派「大樹」 様

品名・仕様	数量	単価	金額	備考		
●会派ニュース14号	35,000	@4	¥140,000			
B4輪転 コート65.5k 両面カラー						
●新聞折込料	33,100	@3.05	¥100,955			
生駒市全域 4大紙 B4 4月9日折込						
●松本守夫様ご負担分(1/5)			¥-48,191			
以下余白						
	税抜額	¥192,764	消費税額	¥15,421	合計	¥208,185



# 大樹 News

生駒市議会議員・会派だより

第14号

【発行】生駒市議会会派・大樹

【発行責任者】中浦 新悟

〒630-0201 生駒市小町659番地3

TEL:0743-25-5708

生駒市議会会派・大樹(たいじゅ)

## 会派議員

### 紹介



いのうえ あつお  
**井上 充生**

【6期】高山町  
☎78-0294



なかうら しんご  
**中浦 新悟**

【3期】小町町  
☎25-5708



まつもと もりお  
**松本 守夫**

【1期】北大和  
☎25-8882



かいしょう だいすけ  
**改正 大祐**

【1期】山崎新町  
☎21-3685

元、更新から4年での更新に疑問を感じます。

## 市のホームページを再び更新

減を基本とした予算となっています。

この数字は行財政改革が順調に行われていることが前提となっており、いかに生駒市の財政が厳しい状態に置かれているかがわかって頂けると思います。

財政の硬直化が進んでいることは既に昨年度決算のご報告とともにお伝えしましたが、今回はこれを少し補足いたします。

## 硬直化が進む 財政下での予算

今後、このような場合には、管理運営協議会あ

設備導入の話は、計画に記載されたものではなく、昨年の夏に指定管理者から提案されたものです。その後、病院管理運営協議会や病院事業推進委員会に諮られることなく、行政と指定管理者の間だけで検討され、導入が決定されました。

この設備を利用することで、がん治療、糖尿病治療等への効果が期待されています。

## 市立病院に新たな医療設備を導入

指摘しました。

一方で、現在月に2回発刊されている広報誌「いこまち」を、経費が高騰していることを理由に、6月から月に1回に減らすこととなります。

計画段階で何故知られていなかったのか。

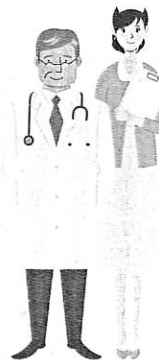
結果として、もしセンター方式に落ち着くならば、北給食センター建設前に答えを出しておくべきではなかったか。

しかし、北給食センターの建設・運営に年間3億円以上(平成31年度予算では若干の工事費を含め3.5億円)を要することとなったことから、新たな施設の建設に迷いが生じています。

## 先行き不透明な給食センター

ルール化するよう求めました。

るいは事業推進委員会に諮り、意見を聞いた上で行政として判断し、予算計上することをルール化するよう求めました。



## 都市ブランド 構築予算に疑問

都市ブランド構築に関する事業予算が約900万円計上されています。

予算審査の中で、関係事業に対し多くの問題を感じました。例えば、都市ブランド構築に係るプラットフォーム(GOOD CYCLE IKOMA)では特定の事業所を宣伝しているが、事業所が公平に抽出されていない。庁内勉強会・相談会に110万円計上されているが、その目的と内容が明確でない。など。

事業の目的、内容を明確にし、その成果を測りながら事業改善へと繋げていくといった考えが欠けていることから、今後、事業内容を再考し、実のある事業を実施するよう強く求めました。

## 第6次 総合計画を策定

生駒市の今後の市政運営の方針を定める第5次総合計画が平成31年3月末に期限切れとなることから、第6次総合計画の策定作業が進められてきました。議会においても昨年6月に特別委員会を設置し、その後、計画案がまとまった段階、パブリックコメントの実施段階で報告を受け、議会として意見をとりまとめ、行政に伝えてきました。

3月議会では、ほぼ議会からの意見を踏まえた計画案が議案として提出され、全会一致で可決されました。

新年度から平成35年度まで、新たな総合計画に基づき市政運営が行われることとなります。今後、生駒市がどのような取組を進めようとしているのか、是非ご覧頂きたいと思えます。

### 一般質問 市長施政方針について

市長施政方針に示されている、「『自治体3.0』のまちづくり」、「ワーク・ライフ・コミュニティが融合するまちづくり」、「12万人総親和のまちづくり」、「稼ぐまちづくり」、「最先端技術と自然・歴史・芸術がつながるまちづくり」についてその考え方を確認した絵で、以下のことを提案しました。

- 「自治体3.0」の目標とするところを庁内外で共有できるよう、実践に基づく広報に取組むこと。また、市民に求める前に行政のパフォーマンスの向上(行財政改革、業務の効率化等)を徹底すること。
- ワーク・ライフ・コミュニティの実現に向け、高齢者を担い手とするコミュニティビジネスの創出に取組むこと。
- 理解し合い、信頼し合い、助け合える。市民相互関係づくりに向け人権施策の強化、そのための体制整備を行うこと。
- 「稼ぐまち」となるため、商工・観光振興に向けた公共投資を行い、法人市民税の拡大を目指すこと。
- 最先端技術と自然・歴史・芸術との融合、新たな価値の創造を目指した取組を考え、進めること。
- 言葉遊びにならないよう具体的なビジョンを示すこと。

### 一般質問 学童保育について

子ども数が減少している昨今ではあっても、保育園や学童保育の需要は年々増加しています。そのような中、生駒市の学童保育では、希望者全員の受入れを実施し待機児童ゼロを実現しており、今後もその方針を変更しないことを確認しました。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は学校と同様に、学童保育においても様々な課題が潜んでいます。その課題への対応が進んでいるとは言えないことから、主に以下について提案し、前向きに対処する旨の回答を得ました。

- 小学校の下课時間より遅い時間帯での降所となる学童児童の安全性を高めるため、地域の見守りは欠かせないが、学童保育は学校とは違い地域に溶け込んでいるとは言えない。そこで、その協力体制を構築するべく、市が主導し対応すること。
- 現状、指導員の人員は十分とは言えず、ギリギリの体制で運営されている。そこで、児童を健全に保育し、労働環境を改善するため、指導員の増強と労働体制の見直しを行うこと。
- 児童増加に伴い施設の増設が必要であることから、施設需要の動向を把握し、適切な保育環境を整えること。

## 商工・観光振興に係る 決議を可決

生駒市議会では、昨年11月に生駒市商工会議所と懇談会を開催しました。その後、懇談会で出された意見を整理し、担当課に現状確認をした上で、「人材(従業者)確保に向けた支援」、「災害復旧に対応した効果的な体制整備」、「市内事業者の育成を視野に入れた入札制度の適時的な改定」、「事業者の活動支援のための情報提供」の4項目について要望事項をとりまとめ市長に提出しました。

また、この懇談会での意見を踏まえて、「商工・観光の振興に向けた行政の積極的な公共投資等を求める決議(案)」を提出し、3月定例会において全会一致で可決されました。

今後、市民懇談会等を通して出されたご意見を政策提言に活かしていければと考えています。

## 編集後記

3月定例会を終え、我々の任期もほぼ終了することとなりました。4年間継続して、「大樹NEWS」を通して定例会での議案審査の様子、審査を通して見えてくる市政の問題、議会の活動状況などをお知らせしてきましたが、十分に伝わりましたでしょうか。地方統一選挙があり、5月からは議会・会派の構成も大きく変わることが予想されます。しかしながら、会派大樹のメンバーは引き続き市民の皆さまに議会・市政の情報をお伝えできるよう努力してまいります。

改めまして、「大樹NEWS」をご愛読くださった皆さまに感謝申し上げます。

## 政務活動費項目区分別金銭出納簿

[項目区分] 資料作成代 ※使途基準表の項目区分を記入

平成 30 年度

月/日	整理番号	支出区分	摘要	支出金額	支出累計額
5月11日	1		4月分コピー代	140	140
6月7日	5		5月分コピー代	490	630
7月9日	9		6月分コピー代	2,100	2,730
10月5日	16		8月分コピー代	5,740	8,470
10月5日	17		9月分コピー代	60	8,530
11月5日	18		10月分コピー代	6,260	14,790
12月5日	22		11月分コピー代	4,110	18,900
1月7日	23		12月分コピー代	1,450	20,350
3月6日	26		2月分コピー代	1,680	22,030
3月19日	27		3月分コピー代	530	22,560

- (注) 1. 支出した経費を項目別に記入して下さい。  
 2. 整理番号には、政務活動費金銭出納簿と同じ番号を記入して下さい。

# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 資料作成費

[出納簿整理番号] 1 5

## 納付書兼領収書 (A)

年度	30	整理番号	2705-4		
発行日	平成30年 5 月 7 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 20	項 4	目 4	節 4	
	細節 10 公衆・私用電話使用料				
金額	¥140				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 4月分北代(ト/カ14枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					領収印 出納(6) 30.5.11 南都・生駒
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

## 納付書兼領収書 (A)

年度	30	整理番号	4553-3		
発行日	平成30年 6 月 4 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 20	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥490				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 5月分北代(ト/カ49枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					領収印 出納(6) 30.6.7 南都・生駒
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 資料作成費

[出納簿整理番号] 9 16

## 納付書兼領収書 (A)

年度	30	整理番号	6482-6		
発行日	平成30年 7 月 2 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 20	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥2,100				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 6月分ポ一代 (〒/枚200枚×10円/枚-2枚×50円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関			領収印 出納(6) 30.7.9 南都・生駒		

(金融機関→納入者) 奈良県生駒市

## 納付書兼領収書 (A)

年度	30	整理番号	10807-4		
発行日	平成30年 9 月 3 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 20	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥5,740				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 8月分ポ一代 (〒/枚574枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関			領収印 出納(6) 30.10.5 南都・生駒		

(金融機関→納入者) 奈良県生駒市

# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 資料作成費

[出納簿整理番号] 17 18

## 納付書兼領収書 (A)

年度	30	整理番号	11709-3		
発行日	平成30年 10 月 1 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 20	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥60				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 9月分北代(〒/106枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					領収印 出納(6) 30.10.5 南都・生駒
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

## 納付書兼領収書 (A)

年度	30	整理番号	14354-4		
発行日	平成30年 11 月 1 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 20	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥6,260				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 10月分北代(〒/626枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					領収印 出納(6) 30.11.5 南都・生駒
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市



# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 資料作成費

[出納簿整理番号] 22 23

## 納付書兼領収書 (A)

年度	30	整理番号	16929-3		
発行日	平成30年 12 月 3 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 20	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥4,110				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 11月分コピー代 (¥/枚411枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。			領収印		
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関			出納(6) 30.12.5 南都・生駒		

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

## 納付書兼領収書 (A)

年度	30	整理番号	18767-5		
発行日	平成31年 1 月 4 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 20	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥1,450				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 12月分コピー代 (¥/枚145枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。			領収印		
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関			出納(6) 31.1.7 南都・生駒		

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 資料作成費

[出納簿整理番号] 26 27

## 納付書兼領収書 (A)

年度	30	整理番号	22605-3		
発行日	平成31年 3 月 1 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 20	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥1,680				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 2月分北一代(ト)加168枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					領収印 出納(6) 31.3.6 南都・生駒

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

## 納付書兼領収書 (A)

年度	30	整理番号	23933-4		
発行日	平成31年 3 月 18 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 20	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥530				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 3月分北一代(ト)加53枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					領収印 出納(6) 31.3.19 南都・生駒

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

政務活動費項目区分別金銭出納簿

[項目区分] 資料購入費 ※使途基準表の項目区分を記入

平成 30 年度

月/日	整理番号	支出区分	摘要	支出金額	支出累計額
7月11日	10		書籍代	7,938	7,938

(注) 1. 支出した経費を項目別に記入して下さい。  
 2. 整理番号には、政務活動費金銭出納簿と同じ番号を記入して下さい。

# 政務活動費項目区分別領収書台帳

[ 項目区分 ] 資料購入費

[ 出納簿整理番号 ] 10

整理番号

領収証番号 : 000010405  
2018年07月11日 No. 06-000287951

[ 10 ]

領収証 樋口 様

金額 ¥7,938-  
(内クレジットカード利用計 ¥0(内消費税等 ¥0)  
(内現金扱い等計 ¥7,938(内消費税等 ¥588))

但し 書籍代として  
上記正に領収いたしました。  
㈱丸善ジュンク堂書店 難波店  
〒556-0017大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル3F  
電話06-4396-4771

[ ]

付

③ 差控書等による後払いの領収書は、発行日より前日又は、発行日より前日以前に該当する領収書の整理番号を記入して下さい。

④ この台帳は、当該年度の終了時に政務活動費収支報告書とともに提出していただきますので、それまで大切にしてください。

⑤ A4サイズに収まるよう、剥がれないように全面のり付けしてください。

[ ]

け

⑦ 上記「出納簿整理番号」欄が領収書等で隠れる場合は、領収書等の空欄に、「出納簿整理番号」を記入してください。

[ ]

部

分

政務活動費支出明細書

会派名	大樹	会派代表者	樋口清士	経理責任者	改正大祐
出納簿整理番号	No. 10	年度	平成30度	起票年月日	平成30年 7月11日
				支出年月日	平成30年 7月11日
項目区分	資料購入費		支出区分		
金額	7,938 円		精算額	7,938 円	
	[内 円]		戻入・追給額	円 No. -	
			精算年月日	平成 年 月 日	
支出明細	「学校と教師を変える小中一貫教育」(ナカニシヤ出版) : 2,484円				
	「小中一貫で学校が消える」(新日本出版社) : 1,836円				
	「幼小連携カリキュラムのデザインと評価」(風間書房) : 2,160円				
	「子どもの成長をつなぐ保幼小連携」(ぎょうせい) : 1,458円				
	□ 納品書、請求書等の明細は裏面添付(見積書は不可)				
債権者	住所	大阪市浪速区湊町1-2-3マルイト難波ビル3F			
	会社名	(株)丸善ジュンク堂書店 難波店			
	電話番号	06-4396-4771			
	代表者				
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 現金払い                 ・ <input type="radio"/> 口座振込                 ・ <input type="radio"/> 郵便振込                 ・ <input type="radio"/> その他 ( )				

[留意事項]

- この明細書の金額欄の額に該当する領収書の写しを必ず裏面に貼付けの上、会派で保管して下さい。
- 項目区分には、規則の用途基準表の項目欄を参照して記入して下さい。
- 支出区分には、規則の用途基準表の内容欄を参照して記入して下さい。(例)会場費、印刷費等
- 精算額及び戻入・追給額の欄には、精算時に戻入・追給が発生した場合に限り、この明細書の枝番号を取り、額を記入して下さい。
- 支出明細欄には、購入品目、数量等の支出内容を記入して下さい。ただし、購入内容等がわかる納品書、請求書などがある場合は、支出明細欄下部の□内にレ印を記入し、裏面添付して下さい。
- 貸借契約料等を支出する場合は、その契約内容を記載した契約書を裏面添付して下さい。
- 口座振込等を利用して支払った場合は、払込金受取書をもって領収書とします。
- 備品や書籍等を購入した場合、備品台帳、書籍台帳に、その詳細を記入して下さい。リースの場合は記入不要です。